

第4節 放送政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報などの社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。

従来アナログで行われていたテレビ放送は、2012年（平成24年）3月末をもって完全デジタル化し、ハイビジョン画像の映像、データ放送の実現など、放送サービスの高度化が進展した。総務省では、ハイビジョンより高精細・高画質な4K・8K放送サービスを促進するため、2015年（平成27年）7月に改訂されたロードマップに沿って放送事業者・家電メーカーなどと連携しながら、2021年（令和3年）に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会を全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像で楽しんでもらうように必要な取組を進めてきた。

また、放送コンテンツの海外展開は、同コンテンツを通じて我が国の魅力が発信されることにより農林水産品を含む地域産品・サービスの輸出拡大や訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待できるものである。総務省では、関係省庁とも連携しながら、放送コンテンツの海外展開の取組を推進してきた。

さらに、震災時に特に有用性が認識されたラジオを中心に、今後とも放送が災害情報などを国民に適切に提供できるよう、ラジオの難聴対策、送信設備の防災対策などの放送ネットワークの強靱化に資する取組を推進してきたほか、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、民間放送事業者などにおける字幕番組、解説番組、手話番組などの制作費及び生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成や放送事業者の字幕放送などの普及目標値を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の策定などにより、視聴覚障害者など向け放送の普及を促進してきたところである。

2 今後の課題と方向性

インターネットによる動画配信の普及や視聴者のテレビ離れなど、放送を取り巻く環境は急速に変化している。このような状況の変化に対応して、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点で検討するとともに、放送事業の基盤強化、放送コンテンツの流通の促進、放送ネットワークの強靱化・耐災害性の強化等の課題に取り組む必要がある。

2 公共放送の在り方

総務省では、公共放送について、2020年（令和2年）4月に「公共放送の在り方に関する検討分科会」を立ち上げ、公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中で、①NHKの業務・受信料・ガバナンスという三位一体改革のフォローアップや②受信料制度の在り方について、様々な観点から検討することを目的として、検討を行ってきた。

三位一体改革のフォローアップについては、同分科会において、2020年（令和2年）6月に「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」として取りまとめられた。また、受信料制度の在り方については、同分科会において、同年6月26日の第4回会合以降、NHK及び関

係団体へのヒアリングにより示された制度改正などに関する要望事項も踏まえて検討が進められ、2021年（令和3年）1月に取りまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」では、①受信料還元目的の「積立金」、②公平負担のための割増金、③NHKと民間放送事業者との協力の努力義務、④中間持株会社制の導入などの方向性が示された。

これらの提言を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度などを整備するとともに、他の放送事業者などによる責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備することを含めた電波法及び放送法の一部を改正する法律案が2022年（令和4年）2月に国会に提出され、同年6月に成立した。総務省では、今後、その円滑な施行に向けて準備を進めていく予定である。

**【関連データ】**

公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめの概要

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000728676.pdf

3 外資規制の在り方

総務省では、情報通信分野における外資規制の在り方について、2021年（令和3年）6月に「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」を立ち上げた。関係団体へのヒアリングで表明された要望なども踏まえた検討の結果取りまとめられた「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」（2022年（令和4年）1月）では、①外資規制のチェック機能の強化、②外資規制に不適合となった場合の手続の明確化、③総務省における審査体制の強化、④船舶及び航空機に開設する無線局に係る外資規制の廃止などに関する今後の方向性が提言された（図表4-4-3-1）。

この提言を踏まえ、情報通信分野の外資規制の見直しなどを内容とする電波法及び放送法の一部を改正する法律案が2022年（令和4年）2月に国会に提出され、同年6月に成立した。総務省では、今後、その円滑な施行に向けて準備を進めていく予定である。

図表 4-4-3-1 情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめの概要

【現状・課題】		【今後の方向性】	
1 チェックの強化	➢ 外資比率等を細部まで把握・検証できる仕組みとなっていない。 ➢ また、適合状況を把握する法律上の仕組みが不十分。 ➢ コミュニティ放送の規模に比べ、規律が厳しい。	➢ 審査の厳正化 ・ 外資規制の適合状況の把握・検証を可能とするための提出資料の様式等を整備 ➢ 適合性チェックの法制度化 ・ 外資比率等を申請書記載事項、変更時届出事項として法律上明記 ・ 外資規制の遵守状況を定期的に報告する仕組みを創設 ➢ コミュニティ放送の外資規制の見直し ・ 社会的影響力が小さいことに鑑み、間接規制を廃止し直接規制のみとする	
2 不適合時の対応	➢ 外資規制に不適合となった場合、その認定等を取り消さなければならない。	➢ 外資規制に不適合となった場合の手続きの明確化 ・ 外資比率が基準に近づいた場合にチェックを強化する仕組みを導入 ・ その上で、やむを得ない場合には期限を定めて是正を求める制度を導入 ・ その際、不適合となった状況や視聴者への影響等を勘案	
3 審査体制	➢ 審査における総務省の担当間のチェック体制や分担が不明確。	➢ 審査体制の強化 ・ 関係課間の審査手法の共有、横断審査が可能な体制整備	
4 その他	➢ 船舶等に開設する無線局は、国際的に移動する無線局であり、自国民優先利用の必要性がなくなっている。	➢ 船舶及び航空機に開設する無線局に係る外資規制の廃止※ ※多くの先進国において、船舶等の無線局に係る外資規制は無く、我が国でも外国籍の船舶等には適用されていない。	

4 放送事業の基盤強化

1 中長期的な視点からの放送制度の在り方に関する検討

現在、ブロードバンドインフラの普及が進み、スマートフォンの普及やテレビチューナーを搭載せずインターネット接続により動画配信サービスが視聴可能な機器の登場などの端末の多様化が進むことに伴い、国民・視聴者が場所や時間の制約なく様々な情報に接することが可能となり、インターネットによる動画視聴の普及や視聴者のテレビ離れなど、放送を取り巻く環境は急速に変化している。また、放送事業者の売上高の減少が見られる中で、地域に密着した情報を発信し、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきたローカル局にとっては、新しい競争環境への適応や、放送コンテンツの海外展開などにより新たな収益源を確保することなどにより、放送を安定的かつ継続的に放送し続けられるような放送事業の経営基盤の強化が大きな課題となっている。このような時代の変化に対応した放送の将来像や放送制度の在り方について、既存の枠組みに囚われず、経営の選択肢を増やす観点から中長期的な視点で検討することが必要となっており、総務省では、2021年（令和3年）11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル時代における放送の意義・役割、放送ネットワークインフラの将来像、放送コンテンツのインターネット配信の在り方、それらに対応した放送法令などの制度の在り方について検討を進めている。

2 AMラジオ放送に係る取組

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置された「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」で取りまとめた「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」（2020年（令和2年）7月）では、主に①放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し、②放送事業者の経営ガバナンス、③AMラジ

オ放送の在り方、④ローカル局の事業の拡大・多様化の推進の4つの項目について提言されている。

そのうち、③については、2019年（平成31年）3月に、日本民間放送連盟から総務省に対して、AMラジオ放送の営業収入の減少や送信アンテナなどの老朽化の現状を踏まえ、現在のFM補完中継局制度を見直し、遅くとも2028年（令和10年）再免許時までには民間AMラジオ放送事業者の経営判断によってAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を可能とすること、実証実験として2023年（令和5年）再免許時を目途にAM放送の先行停波を可能とする制度的措置を行うことなどの要望があったことを受けて、2023年（令和5年）の実証実験まで（遅くとも2028年（令和10年）再免許時まで）に、総務省、日本民間放送連盟及び各民間ラジオ放送事業者が今後検討すべき課題（カバーエリア、対応受信機、周知広報、周波数の効率的な利用など）に対して取り組むことなどが提言されたものである。

総務省では、この提言を踏まえ、「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換などに関する「実証実験」の考え方」を取りまとめ、2020年（令和2年）12月に公表した。今後、2022年（令和4年）中に民間AMラジオ放送事業者のAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を可能とするための制度改正などを進め、2023年（令和5年）1月頃に第1次実証実験の参加公募を行い、同年11月より第1次実証実験を開始する予定である。

3 新4K8K衛星放送の普及に向けた取組の強化等

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置された「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」では、2018年（平成30年）12月の新4K8K衛星放送の開始、インターネット動画配信サービスの更なる伸展・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、衛星放送を取り巻く状況の大きな変化を踏まえた検討の結果として、2021年（令和3年）10月に報告書を公表した（図表4-4-4-1）。この報告書では、今後取り組むべき事項として、①新4K8K衛星放送の普及のための受信環境整備の推進や4Kコンテンツの充実、②周波数の有効利用の推進のためのBS右旋の空き帯域の活用やBS左旋の未使用帯域の活用、③経営環境変化への対応のためのインフラ利用料金の負担軽減や柔軟なプラットフォーム運営の実現などについて提言されている。

総務省では、この提言を踏まえ、放送事業者・メーカーなどとの連携の下で、受信方法や多彩な4K8Kコンテンツに関する周知広報の強化など、新4K8K衛星放送の普及に向けた取組を一層強化して進めている。また、BS右旋について、今後一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域を4K放送に割り当てることとされたことを受け、基幹放送普及計画の改正など、割り当てに向けて必要な制度整備を進めていくこととしている。

図表 4-4-4-1 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書概要

現状・課題

- 平成30年12月の「新4K8K衛星放送」以降、視聴可能受信機は累計約1,003万台(※)に到達。一方、受信環境の整備、4Kコンテンツの充実、視聴者に対する周知広報の一層の推進が必要。 ※ 2021年8月末時点
- 今後、BS右旋で一定の空き帯域が発生。また、BS及びCSの左旋においては、依然として多くの未使用帯域が存在。
- インターネット動画配信の普及や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、衛星の中継器料等のインフラ利用料金の負担軽減といった新たな課題が発生。

今後取り組むべき事項

1. 新4K8K衛星放送の普及

(1) 受信環境整備の推進

産官が連携し、以下の取組を推進。

① 受信方法に関する周知広報強化

- 右旋と左旋の受信環境の差異を踏まえた周知
- ケーブルテレビ及び光通信回線によるサービス活用の周知

② 設備改修支援策の実施

- 衛星放送用受信環境整備事業
- ケーブルテレビネットワーク光化促進事業

③ 新たな技術を活用した簡便な改修方法の開発等

- プラスチックファイバー(PoF)やローカル5Gの活用

(2) 4Kコンテンツの充実

- ① ピュア4Kコンテンツの質・量両面での充実が不可欠
- ② 訴求効果の高い周知広報の推進

2. 周波数の有効利用の推進

(1) BS右旋の空き帯域の活用

① 今後、一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域は4K放送に割当て。

② 割当ての際には、必要な制度を整備

- 基幹放送普及計画の改正
- 費用負担の考え方の整理

(2) 左旋の未使用帯域の活用

① 受信環境整備を着実に推進。

② 4K・8K放送以外の新たなサービスへの活用可能性についても検討。

- HEVC方式の2K放送への活用に関する技術的可能性の検証

3. 経営環境変化への対応

(1) インフラ利用料金の負担軽減

① インフラ事業者(B-SAT及びスカパーJSAT)は、コスト構造の見直しにより利用料金軽減に向けた取組を推進。

- システムのスリム化、運用コスト精査
- 地球局設備等の統合運用・共同利用
- ハイブリッド衛星調達の可能性の検討

② インフラ事業者と放送事業者等との意見交換の場を設置。

(2) 柔軟なプラットフォーム運営の実現

○ 有料放送管理事業者(スカパーJSAT)が、「プラットフォームガイドライン」の改正を含め、市場環境の変化に迅速・柔軟に対応することが必要。

5 放送コンテンツ流通の促進

1 放送コンテンツの製作・流通の促進

ア 放送コンテンツなどの効果的なネット配信に関する取組

近年、インターネットを通じて利用できる動画配信サービスの普及、若者を中心とした「テレビ離れ」の加速など、情報発信の環境は大きく変化している。動画共有サイトや動画配信プラットフォーム上に多くのコンテンツがあふれる中で、フィルターバブルやエコーチェンバーという社会問題も生じており、特に、これまで各地の放送などを通じて自然な形で発信・共有されてきた地域情報がインターネットの世界では十分な量のアテンション（閲覧数）を確保できず埋没・淘汰されていく傾向が顕著となっている。

このように、官民が協力して社会の基本情報を始めとする信頼性の高いコンテンツを大量のコンテンツの中に埋没させることなく効果的に視聴者に届けていく枠組みを構築していく必要性が高まってきていることを踏まえ、総務省では、2021年度（令和3年度）にTVerを活用した放送コンテンツなどの効果的なネット配信に関する実証事業を実施し、全国規模の動画配信プラットフォーム上でも地域の放送コンテンツなどにその地域の視聴者がアクセスしやすくするための取組や、そうした放送コンテンツなどを効果的にネット配信していく技術面、法令面などのノウハウを持った高度な人材を地域社会において確保していくための取組を官民で連携して推進している。総務省では、今後もこうした取組を深化・拡大させていくことにより、安心安全な全国規模の動画配信プラットフォームにおける信頼性の高いコンテンツのネット配信の更なる促進を目指していくこととしている。

イ 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機などから放送番組の視聴履歴などを収集・分析すれば、例えば地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供などに有効に活用することが可能となる一方で、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を推知することなども技術的には可能となってしまうという課題がある。

総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、動画共有サイトの閲覧履歴などにも適用される個人情報保護法上の最低限のルールに加え、放送受信者等の個人情報を取り扱う全ての者が遵守すべき放送分野固有のルールを「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」で定めている。さらに、2021年（令和3年）4月から「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、データ利活用とプライバシー保護のバランスのとれたルール形成の観点から、放送に伴い収集される視聴履歴などの取扱いに関するルールの在り方に加えて、放送コンテンツのネット配信における配信履歴などの取扱いに関するルールの在り方についても検討を行っているところである。

ウ 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及などに伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信等（同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信をいう。以下同じ。）の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保などの観点から重要な取組となっている。一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたって著作権等の処理ができないことにより「フタかぶせ」が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、同時配信等を推進するに当たっては、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

総務省では、同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者の要望を取りまとめ、著作権法（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁に提出した。その後、文化庁とともに関係者から意見を聴取し、制度改正の方向性を検討した結果、令和3年通常国会で著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が成立し、同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する措置が講じられた。これらの措置は、2022年（令和4年）1月1日に施行されており、その施行にあたり、総務省では、文化庁と共同で「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」を策定するなどの制度整備を行った。

エ 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上などを図る観点から、有識者などで構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を開催し、同会議での議論などに基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第7版）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため定期的にガイドラインのフォローアップ調査を実施するとともに、ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組製作会社に対してヒアリングなどの実態把握を進め、発覚した問題点について下請中小企業振興法（昭和45

年法律第145号) 第4条に基づく指導などを行うほか、ガイドラインの周知・啓発のため、講習会をオンラインで開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

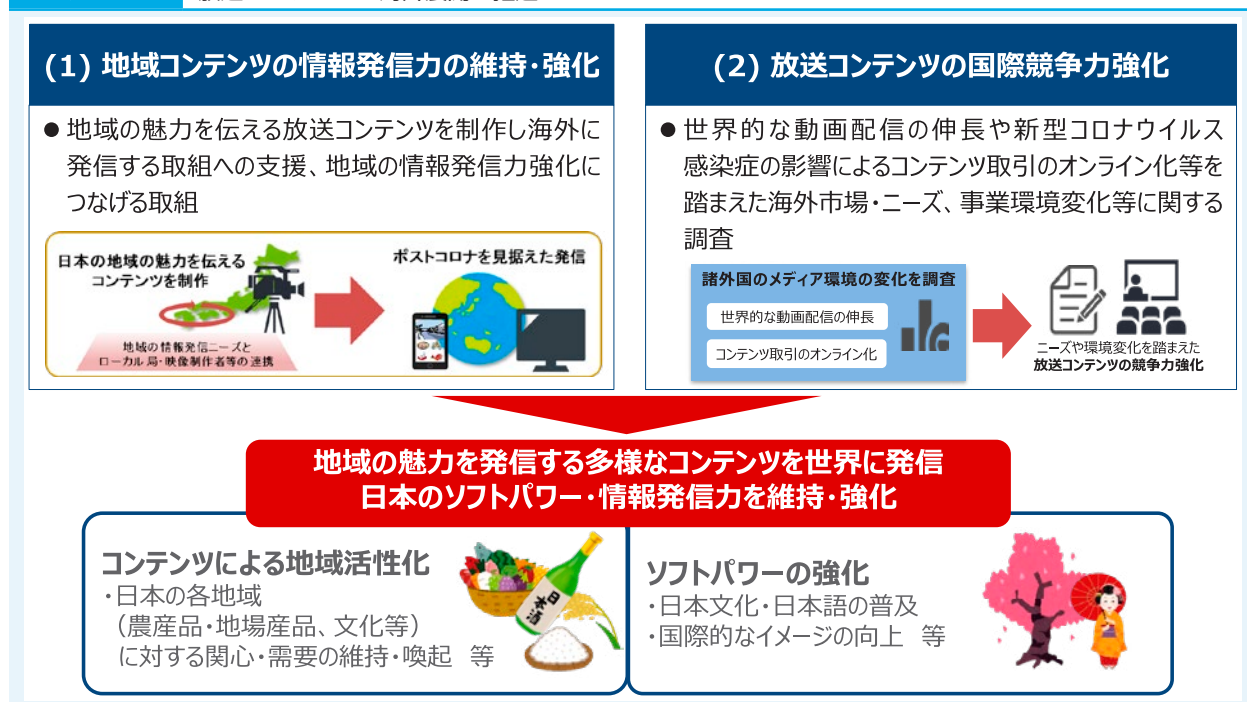
2 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツの海外展開は、日本の各地域の農林水産品・地域産品や文化などに対する関心を高め、これらの販路拡大などの経済的な効果が見込まれるだけでなく、我が国に対するイメージ向上にも寄与し、ソフトパワーの強化につながるなど、外交的な観点からも極めて重要である。

総務省では、放送コンテンツの海外展開を推進する「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構」(BEAJ (ビージェイ)) や関係省庁などとも連携しながら、日本の放送事業者等が日本の地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の事業者等と共同で制作し、世界へ発信する取組を継続的に支援している。また、2021年(令和3年)11月のTIFFCOM(東京)、同年12月のATF(シンガポール)などのコンテンツ国際見本市においては、我が国のコンテンツを広く海外展開していく契機ととらえ、官民連携によりPR活動を実施したところである。

以上の取組等も含め、2025年度(令和7年度)までに海外売上高を1.5倍(対2020年度(令和2年度)比)に増加させることを目標に、放送コンテンツの海外展開を引き続き推進していく(図表4-4-5-1)。

図表4-4-5-1 放送コンテンツの海外展開の推進



6 視聴覚障害者など向け放送の普及促進

放送分野での取組としては、視聴覚障害者などがテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を2018年(平成30年)2月に策定し、放送事業者の自主的な取組を促している。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組などの制作費に対する助成を行っており、2020年度（令和2年度）からは、生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

これらの取組により、全国的に字幕放送の普及が進んでいるものの、生放送番組への字幕付与については、多くの人手とコストがかかることに加え、特殊技能人材などを要することから、総務省では、2018年度（平成30年度）より、音声認識技術や機械学習などのICTを活用することで、人手をほとんど介さずに放送番組の音声から自動で字幕を生成し、通信ネットワークを経由してテレビやスマートフォンなどで字幕を表示する一連のシステムの開発を行う実証事業を実施している。

7 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

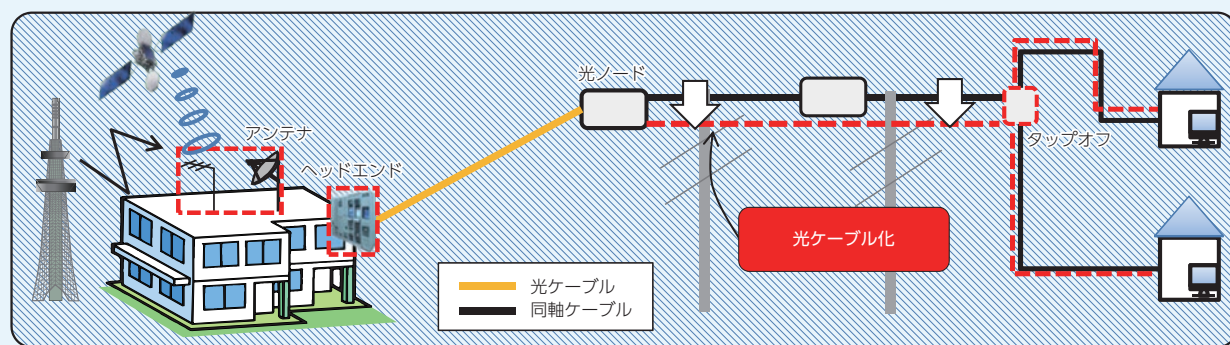
1 ケーブルネットワークの光化

総務省では、地域の情報通信基盤であるケーブルネットワークの光化による耐災害性の強化のため、2021年度（令和3年度）補正予算及び2022年度（令和4年度）当初予算において、地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する経費を一部補助する「『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」を実施している（図表4-4-7-1）。

図表4-4-7-1 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2
(2)第三セクター（承継事業者）：1/3
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域



2 放送事業者などの取組の支援

総務省では、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体などの取組を支援するため、2022年度（令和4年度）当初予算において、「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業及び共聴施設ネットワーク強靱化支援事業）」（図表4-4-7-2）や、「民放ラジオ難聴解消支援事業」及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」を実施している。

図表 4-4-7-2 放送ネットワーク整備支援事業

- 放送ネットワーク整備支援事業は、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の整備費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強化を実現するもの。

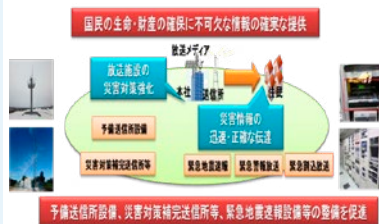
- ① ラジオ・テレビの新規整備に係る予備送信所設備、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等
- ② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等
- ③ 共聴施設の耐災害性強化

補助率

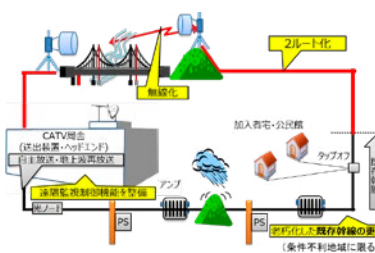
- 地方公共団体：1/2
- 第三セクター、民間放送事業者等：1/3

事業名称・イメージ

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



③共聴施設ネットワーク強化支援事業

